

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	職員数	平均給与 月 額 千円	年収ベース (試算値) 千円	平均年齢	平均給与 月 額 千円	年収ベース (試算値) 千円
日 高 川 町	52.1 歳	10 人	284 千円	—	民 間		
うち給食調理員	55.4 歳	5 人	272 千円	4,387 千円	44.3 歳	242 千円	3,241 千円

(注) 1 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用している。

2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、町については前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

4 給料表については、「日高川町職員の給与等に関する条例」別表第1 行政職給料表（二）を適用、諸手当等については、一般行政職と同様であり、昇給等の基準については、「日高川町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」別表第2による。

※諸手当等については、ホームページ公表の「日高川町の給与・定員管理等について」参照

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし再任用職員・会計年度任用職員等を活用します。

3. 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施します。

給料表については、行政職給料表（二）により支給しており、昇給についても一般行政職と同様に実施。

また、新規の技能労務職員を採用せずに再任用職員・会計年度任用職員等で対応する計画です。

4. その他

将来的には、職種転換も視野に入れた取り組みにより、事務・業務の見直しを行い、特定業務を残して民間業務委託等についても検討します。